

死後事務委任契約について

死後事務委任契約とは、亡くなってしまった、その後が心配な方のために葬儀、埋葬等の事務について、生前に第三者に委託しておく契約です。

ご依頼いただく内容は、ご自身に必要なものを自由に組み合わせることができます。

一通り必要な手続きをご依頼いただいた場合、報酬額は概ね40万円～50万円前後になります。

※ 葬儀や遺品整理などにかかる実費は別途ご準備いただく必要があります。

手続きの内容		当事務所の報酬
役所への死亡届の提出、戸籍関係の諸手続き役所の手続き	市区町村役場に死亡届を提出し、埋火葬許可証を受領します。 事前にご希望がある場合は、北部聖苑の申し込みをおこないます。 警察署で運転免許証の返納をおこないます。	30,000 円
健康保険、公的年金等の資格抹消手続き	お住まいの街の役所に出向き、国民健康保険や介護保険などの資格抹消手続きおよび、国民年金や厚生年金などの資格抹消手続きをおこないます。 ※お仕事をされていない方または自営業の方のみ	50,000 円
勤務先企業・機関の退職手続き	勤務先の企業や機関の担当者と連絡を取り、退職手続きや未払い賃金の受領、健康保険や厚生年金などの資格抹消手続き、所得税の年末調整手続きをおこないます。	80,000 円
病院・医療施設の退院・退所手続き・精算	担当医から死亡届提出のために必要な死亡診断書を受領します。 葬儀社と連絡を取り、ご遺体をお引き取りする手配を整えたのち、病室の整理や入院・入居費の精算などの諸手続きをおこないます。	50,000 円
葬儀・火葬に関する手続き	生前にご希望のあった方法で葬儀および火葬をおこないます。 会葬者や関係者への連絡をおこない、葬儀の主宰(喪主)を務めます(喪主代行)	50,000 円～ 200,000 円 葬儀の規模により変動
埋葬・散骨に関する手続き	火葬後のご遺骨を、生前にご希望のあった墓地・納骨堂への埋葬、またはご指定の海へ散骨(例：委託散骨 15 万円)します。	50,000 円 海外の場合は要相談
住居引渡しまでの管理	大家さんや管理人、不動産会社と連絡調整をおこない、お住まいの片付けや売却手続きが完了し、引渡しをおこなう当日までの管理をおこないます。	70,000 円
遺品整理の手配	不要なものは処分し、大切な形見はご本人の意志に沿って、大事な方へお届け。清掃業者に依頼して、住居内の遺品の完全撤去をおこないます。 形見分けのご希望があれば、ご指定の方へ引渡しをおこないます。	30,000 円
公共サービス等の解約・精算手続き	電気・ガス・水道のほか、電話や新聞、インターネットプロバイダ等の解約および利用料金の精算などの諸手続きをおこないます。	10,000 円 1 契約ごとに
住民税や固定資産税の納税手続き	死亡年度分の住民税および固定資産税の納税通知書を市区町村から受領し、納税手続きをおこないます。	25,000 円 1 件あたり
SNS・メールカットの削除	twitter・facebook などの SNS、メールカット削除および、フォローや友達への死亡通知をおこないます。(ご希望の場合のみ)	20,000 円 1 アカウントごとに

死後事務委任契約の例

契約によって、さまざまなお約束が可能です。

死後事務委任契約では、例えば、このようなことを定めておけます。

- ・通夜と告別式は、〇〇寺にお願いして欲しい。
- ・通夜と告別式の費用は、100万円以内でお願いしたい。
- ・永代供養は、〇〇〇寺にお願いして欲しい。
- ・賃貸住宅の明け渡しの手続きをお願いしたい。
- ・家財道具や、身の回りの生活用品の処分をお願いしたい。
- ・下記の友人に、私が亡くなったことを知らせて欲しい。

死後事務委任契約と任意後見契約との違い

死後事務委任契約は、ご本人の死亡によっても終了しません。

死後事務委任契約と、任意後見契約の違いは、

下記のとおりです。

任意後見契約は、ご自身の死亡によって終了します。

しかし、別途、死後事務委任契約を締結することで、任意後見契約終了後の事務についても、お願いしておくことができます。

	死後事務委任契約	任意後見契約
契約方法	公正証書に限らない（※1）	公正証書に限る
死亡によって…	契約は終了しません。	契約は終了します。
支援をする人	受任者（行政書士・司法書士等）	任意後見人（行政書士・司法書士等）

※1 できるだけ公正証書にするのが望ましいといわれています。
任意後見契約と同時に契約する場合は、任意後見契約を締結する公正証書と、同じ公正証書で別契約にすることも可能です。

死後事務契約と任意後見契約の関係

死後事務委任契約は、任意後見契約とセットで利用できます。

死後事務委任契約は、任意後見契約とセットで利用できます。

任意後見契約や各種委任契約の効力は、ご本人の死亡により終了します。

裁判所で後見人が選任される「法定後見」の場合も同様です。

しかし、死後事務委任契約は、「ご本人の死亡によっても終了しない」旨の特約をしておくことで、亡くなられた後も契約を存在させることができるものです。

契約	死後事務委任契約締結	任意後見契約締結
生前		任意後見契約スタート ↓ <後見人が後見事務> ↓
死後	死後事務委任契約スタート ↓ (終了) ↓ 相続人に引き渡し	(終了)

死後事務委任契約の問題点

相続人や受遺者との関係に、配慮が必要です。

ご本人の死亡によって、ご本人に関する一切の権利義務は、相続人に承継されます。

そこで、死後事務委任契約においては、明確に解決されていない問題点も指摘されています。

例えば、死後事務の受任者が相続人や受遺者でない場合で、事務の内容が相続人等の意向に反する場合、相続人が委任事務に要する費用の支払いを拒む場合（どの段階で費用を受受するのかも含めて）等です。相続人や受遺者がおられる場合、遺言書も作成する場合は、相続人等との関係にも配慮した契約内容を検討します。

死後事務委任契約に必要な費用

契約書作成時と、死後事務委任業務に対して費用が必要となります。

1. 死後事務委任契約書作成時の費用

死後事務委任契約を公正証書とする場合は、公証役場の公証人費用が必要となります。

受任者の報酬によっても異なりますが、2万円前後です。

また、死後事務委任契約について、行政書士・司法書士や弁護士等の専門家が関与する場合は、専門家への報酬が必要となります。

2. 死後事務委任契約に基づく事務に要する費用（報酬）

死後事務委任契約により、依頼する人（委任者）から依頼を受ける人（受任者）に報酬を支払う場合は、契約によって定めます。

特に定めがなければ無償となりますが、行政書士・司法書士等の専門職が受任者になる場合は、報酬が必要となります。